

別紙4(付加機能の規定)

第1条 (サービスの制限)

付加機能は契約者が Master' ONE IP-VPN および Ether-VPN の利用契約(以下、本契約)を締結している場合に限り、別紙3に規定する各サービスメニューの種類を提供いたします。付加機能のみの利用申し込みは出来ません。

2. 本契約が解除された場合は、一切の付加機能が解除されるものとします。

第2条 (ハウジング接続サービスの提供条件)

本規定及び「Master' sONE 仕様書」等で特に指定していない事項については、「WebARENA ハウジングサービス利用規約」の内容に準じて提供します。

第3条 (インターネット接続サービスにおける提供条件)

契約者はインターネット接続サービスを利用するにあたり、JPNICに申請し、当社 CIDR ブロックより、新規にグローバルネットワークアドレスを取得することとします。

2. インターネット接続サービスは、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。

3. ベストエフォートタイプについては、契約者の通信状況によっては接続制限を行う場合があります。

第4条 (インターネット接続サービスにおける接続の制限)

本規定第3条(インターネット接続サービスにおける提供条件)により契約者の取得したグローバルネットワークアドレスは、当社のインターネット接続オプションにおいてアドレス変換の目的のみに使用されるものとします。契約者は当該 IP アドレスを用いて独自に契約者のネットワーク接続装置に割り当てたり、当該 IP アドレスをアドレス変換せずにインターネット接続サービスで利用することはできません。

第5条 (ネットワーク UTM サービスにおける提供条件)

本サービスはインターネット接続サービス契約者に提供するサービスとなります。ネットワーク UTM サービスのみの利用申し込みは出来ません。

2. 本サービスでは、契約者のポリシー内容及びトラフィック量により、通信速度の低下などの影響を与える場合があります。

3. 本サービスは、契約者が指定するポリシー内容によって、契約者のサーバ上で動作するサービスへの接続に不具合が発生した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

4. 本サービスでは、以下の事項を保証するものではありません。

(i)すべての侵入、攻撃、ウィルス(スパイウェアを含む)、スパム(フィッシングメールを含む)を検知すること。

(ii)不正アクセスが全く発生しないこと。

(iii) URL フィルタリングにおいて、設定したカテゴリーはその内容を含む Web サイトを完全に制限すること。

5. 本サービスにおいて、障害等が発生し、レポート内のデータが欠損する場合があります。

第6条 (ルータパックサービスにおける機器の提供)

当社は、契約者の申請により、契約者のネットワーク内に当社の選定したネットワーク接続装置を設置します。

2. 契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。
3. 当社が設置したネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合によりネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。
4. 当社が設置したネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。
5. 当社は、契約者が当社のネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

第7条（ルータパックサービスにおける機器の保守提供条件）

当社は、当社提供ネットワーク接続装置が正常であること、並びに提供機器の製造元より得た技術並びに権利の範囲内を条件として、当社提供ネットワーク接続装置の保守を提供することとします。

第8条（ルータパックサービスにおける機器の保守除外事項）

次に掲げる事項は、当社ネットワーク接続装置の保守対象外とします。

当社の承諾を得ずに当社提供ネットワーク接続装置の増設、移転、撤去、改造、修理、又は当社以外が担当した保守を行った後の保守。

2. 契約者の責めに帰すべき事由により発生した故障の修理。
3. 天災地変（落雷含む）、その他、当社又は契約者のいずれかの責めにも帰したい事由により発生した故障の修理。
4. ソフトウェアのアップグレード作業及びインストール作業。
5. 当社以外が担当した増設、移転、撤去、改造、修理、保守、又は他の機器の取り付け、並びに当社の定めた規格の部品、構成品以外の使用に起因する故障の修理。
6. オーバーホール、又はこれに準ずる作業。
7. 契約者が対象物件の使用場所環境を、製造元が指定する動作環境条件に設定、維持することを怠ったことにより生じた故障の修理。
8. 対象機器のログ情報解析作業。
9. その他、当社が保守対象外と定めた事項。

第9条（監視サービスの提供条件）

契約者は、監視サービスを利用するにあたり、当社の指定する方法にて契約者のネットワークと監視セグメントとを接続するものとします。

2. 契約者は監視セグメントとの接続に必要な IP アドレスを当社へ提供することとします。
3. 前項において、当社は契約者に対し、契約者が提供した IP アドレスの変更を求めることがあります。
4. 契約者は、当社の監視装置と契約者の監視端末の間の通信が正常に行えるよう、必要に応じて契約者の保有するネットワーク装置の設定を変更するものとします。

第10条（監視サービスにおけるアラーム通知機能）

契約者は、アラート通知サービスを受信するためのメールアドレスを当社に登録するものとします。

2. 当社は登録されたメールアドレス宛に PING 監視による障害検知等を通知します。
3. 契約者は、契約者の負担で前項のメールを受信するインターネット接続環境を用意するものとします。

第11条（監視サービスにおけるセルフケア機能）

当社は監視サービスの契約者に対し、インターネットを介して当社の指定する項目を契約者が自ら設定できる機能を提供します。この機能を利用する契約は、契約者自身でインターネットへの接続環境を用意するものとします。

2. 契約者は本付加機能にて提供されるユーザ ID 等を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
3. 契約者は、ユーザ ID 等が第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、ユーザ ID 等の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は、監視サービスのセルフケア機能を利用する代わりに、当社へ代行登録を申請することが出来ます。代行登録を申請する契約者は別表1第5表に規定する費用を支払うものとします。
6. 当社は、代行登録を利用する契約者へはセルフケア機能を提供しないこととします。

第12条（VPN-Solo サービス契約の提供条件）

本条及び仕様書等で特に指定していない事項については、「WebARENA 専用サーバホスティングサービス 利用規約」の内容に準じて提供します。

第13条（シンククライアントサービス契約の提供条件）

本サービスは、当社が構築するユーザ ID 毎の Windows® デスクトップ機能を有する仮想サーバーを、契約者が当社の定める品目より選択したサーバー・ハードウェアリソースとアプリケーション構成にて、1仮想サーバー単位に提供するホスティングサービスです。

尚、仮想サーバーとは、当社データセンタ内に設置する物理サーバー上に、当社が指定するハイパーバイザーを利用して論理的に構築された、物理サーバーとは別に、任意のオペレーションシステムが稼働可能な論理サーバーを指します。

2. 本サービスで提供する設備は、共用設備となりますので、契約者の利用状況やトラフィック量によってはパフォーマンスが低下する場合があります。

また本サービスの安定した運用のためトラフィック制限を行う場合があります。

3. 当社は本サービスの運用・保守のため、契約者へ提供する仮想サーバーへ、ログインして作業を行う場合があります。
4. 本サービスは以下の事項を保証するものではありません。
 - (i) 本サービスが常に可用であること。
 - (ii) 本サービスにより保存されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること
 - (iii) 本サービスに対する接続元端末及びその通信環境との適合すること
5. 本サービスで提供されるアプリケーションにおいて、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、

いかなる保証も行わないこととします。またアプリケーションの利用にともない、本サービスに係る契約者及び第三者に発生する損害については、当社の故意又は重過失による損害を除き一切の責任を追わないこととします。

当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき、その他本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している記憶装置に係る情報を消去することがあります。

6. 本規定及び「Master'sONE サービス仕様書」等で特に指定していない事項については、「WebARENA 仮想環境構築サービス利用規約」の内容に準じて提供します。

第14条（DC 内接続サービスの提供条件）

1. DC 内接続サービスの利用には、別途「NTTPC バーチャルデータセンタ(vDC)[DC 内接続サービス]」の利用契約の締結が必要です。

2. DC 内接続サービスは、「NTTPC バーチャルデータセンタ(vDC)利用規約[DC 内接続サービス版]」に基づき提供します。

3. 本契約のサービス品目等によっては、DC 内接続サービスと接続できない場合があります。

第15条（無線 LAN サービスの提供条件）

1. 無線 LAN サービスは、契約者が指定した Master'sONE サービスでのみ使用することができるものとします。

2. 本契約が終了した場合は、一切の無線 LAN サービスも当然に終了するものとします。

3. 契約者は、無線 LAN サービスの認証機能の利用にあたり、証明書認証(EAP_TLS) または ID・パスワード(PEAP)からどちらかを選択するものとします。

4. 無線 LAN サービスは、ベストエフォートで提供され、Master'sONE サービスの最高速度及び帯域についてもベストエフォートとなります。

5. 無線 LAN アクセスポイントの仕様は、メーカーの定める内容になり、電波の強度は保証いたしません。

6. 無線 LAN サービスは契約者のプライベートネットワークでの利用に限られ、公衆ネットワークでの利用はできません。

7. サービス識別子は当社指定となります。

8. 管理者は証明書を適正かつ厳重に管理するものとします。

9. 証明書、ユーザ ID の管理の不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

10. 契約者および管理者は証明書等の盗難があった場合、証明書、ユーザ ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合には、当社にただちにその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

11. 無線 LAN サービスにてご利用いただける無線 LAN アクセスポイント及び付属機器は当社指定の条件を満たしている必要があります。

12. 契約者は当社提供の無線 LAN アクセスポイント及び付属機器を利用規約第22条その他に定めるネットワーク接続装置の管理に関する規定を適用し、ネットワーク接続装置と同等に管理するものとします。

13. 無線 LAN アクセスポイント及び付属機器は当社が提示したサービス提供条件を満たした環境に当社またはお客様にて設置することとします。

14. 当社提供の無線 LAN アクセスポイント及び付属機器は当社の都合により、その種類を変更する場合があります。交換の場合は、別途当社より通知いたします。

15. 当社が設定した無線 LAN アクセスポイント及び付属機器については、契約者の申し出以外に、当社の都合により設定内容を変更する場合があります。設定変更に伴う機器交換の場合は、別途当社より通知いたします。

16. 当社から無線 LAN アクセスポイント及び付属機器を提供する場合は、契約者が無線 LAN アクセスポイント及び付属機器を受領したことにより引き渡し完了したものとします。

17. 当社は引き渡し時において無線 LAN アクセスポイント及び付属機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。

18. 契約者が当社提供の無線 LAN アクセスポイント及び付属機器の引き渡しを受けた日から10日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、無線 LAN アクセスポイント及び付属機器は正常に機能するものとみなします。

19. 契約者は当社提供の無線 LAN アクセスポイント及び付属機器を本契約のネットワーク接続装置と同等に管理するものとします。

20. 当社提供の無線 LAN アクセスポイント及び付属機器の故障、紛失(盗難による場合を含む)、破損、滅失した場合は、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとします。

21. 当社は契約期間内において、無線 LAN アクセスポイント及び付属機器本来の目的に従った使用をしていたのにも係らず、次のような場合または契約者の責任による故障が発生した場合を除き、当社負担で無線 LAN アクセスポイント及び付属機器の交換を行います。

- ・ 契約者の過失による破損、及び水濡れによる故障または損傷
- ・ 落下等による故障または損傷
- ・ 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷
- ・ 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- ・ 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- ・ 故障の原因が本製品以外にある場合
- ・ 消耗部品の交換・仕様変更など

22. 前項に定める当社負担の場合以外の原因により当社提供の無線 LAN アクセスポイント及び付属機器が故障した場合、その修理若しくは交換の費用については、契約者の負担とします。

23. 契約者は、当社提供の無線 LAN アクセスポイント及び付属機器を紛失(盗難による場合を含む)、破損、滅失した場合には、その原因を問わず代替機の購入代金相当額及び無線 LAN アクセスポイント初期料金を当社に支払うものとします。当社は、支払確認後速やかに代替機を設置工事します。

第16条 (ファイバーラインサービスの提供条件)

1. ファイバーラインサービスの利用には、別途「ファイバーライン」の利用契約の締結が必要です。

2. ファイバーラインサービスは、「ファイバーライン利用規約」に基づき提供します。

3. ファイバーラインサービスが利用可能なサービス品目等は、各サービスの規定に定める他当社の定める品目に限られます。

第17条 (ビジネスインターネット接続サービスにおける提供条件)

契約者はインターネット接続サービスを利用するにあたり、JPNICに申請し、当社 CIDR ブロックより、新規にグローバルネットワークアドレスを取得することとします。

2. 本サービスは、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。

3. FWタイプ ベストエフォート型については、契約者の通信状況によっては接続制限を行う場合があります。また、搭載しているアプリケーション制御機能により当社が指定するアプリケーションのトラフィックを制御します。
4. アプリケーション制御機能による制御対象を予告なく追加する場合があります。この場合、当社が別途定める指
定の方法で通知するものとします。
5. UTM タイプについては、契約者のポリシー内容に及びトラフィック量により、通信速度の低下などの影響を与
える場合があります。また、ベストエフォート型では契約者の通信状況によっては接続制限を行う場合があります。
6. 本サービスでは、次の事項を保証するものではありません。
 - (i)すべての侵入、攻撃、ウィルス(スパイウェアを含む)、スパム(フィッシングメールを含む)を検知すること。
 - (ii)不正アクセスが全く発生しないこと。
 - (iii)URL フィルタリングにおいて、設定したカテゴリーはその内容を含む Web サイトを完全に制限すること。
7. 当社は本サービスを利用した結果発生した損害について、一切賠償責任を負いません。
8. 本サービスにおいて、障害等が発生し、レポート内のデータが欠損する場合があります。

第18条 (責任分界点)

1. ハウジング接続サービス

ハウジングでは、契約者が設置するネットワーク接続装置と、当社が設置する接続ケーブルとの接続は、契約者が
設置するネットワーク接続装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、契約者が設置するネットワ
ーク接続装置の直前までとします。

2. インターネット接続サービス及びネットワーク UTM サービス

当社とインターネット網との接続は、当社のネットワーク接続装置により接続されるものとし、当社の責任分界点は
当社のネットワーク接続装置までとします。

3. ルータパックサービス

当社の責任分界点は、契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の入出力インターフェース
装置のコネクタまでとします。(ただし、契約者名義の加入者回線については契約者責任とします。)

4. 監視サービス

当社の監視サービスセグメントとインターネット網との接続は、当社のネットワーク接続装置により接続されるもの
とし、当社の責任分界点は当社のネットワーク接続装置までとします。

5. 無線 LAN サービス

当社の責任分界点は本契約にて提供するネットワーク接続装置までとします。当社提供の無線 LAN アクセスポイ
ントは、当社にて保守サービスを提供いたします。

6. ビジネスインターネット接続サービス

当社とインターネット網との接続は、当社のネットワーク接続装置により接続されるものとし、当社の責任分界点は
当社のネットワーク接続装置までとします。

第19条 (技術的事項)

「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。